

○財務省告示第三百三十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十一月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第六百六

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

三 法律及びその 九年法律第二十三号）第四十七

四 条第一項 社債、株式等の振替に関する法

五 振替法の適 律（平成十三年法律第七十五号）

六 用等 以下「振替法」という。）の規定

七 振替機関は日本銀行とする。の適用を受けるものとし、その

八 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」とい

九 う。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札発行」という。）

十 争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場

十一 特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格

十二 競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした

十三 後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者

十四 ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別

十五 参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした

十六 後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者

十七 ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別

十八 参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした

十九 後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者

二十 ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別

二十一 参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした

二十二 後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者

二十三 ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別

二十四 参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした

二十五 後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者

二十六 ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別

二十七 参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした

二十八 後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者

二十九 ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別

三十 参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした

三十一 後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者

三十二 ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別

三十三 参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした

十三

の経利入価・
払過札格第
込利率行争非

年〇・六パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に追加、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{61}{365}}$$

十四

初
期
利
子

平成三十年三月二十日を支払
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五

第
二
期
利
子

毎年三月二十日及び九月二十
日を、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。六月間に属す

十六

償
還
金
支
額
限

平成四十九年九月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十七

償
還
金
支
所

財務大臣から通知を受けた者

十八

入
札
参
加

平成二十九年十一月二十日